



# vol.626

## 目次

1. 新年のごあいさつ 水土里ネット宮崎 会長 丸目 賢一…………… (2)
2. 新年のごあいさつ 宮崎県農政水産部 部長 大久津 浩…………… (3)
3. 新年のごあいさつ 都道府県土地改良事業団体連合会会長会議 顧問 参議院議員 進藤 金日子 …… (4)
4. 新年のごあいさつ 都道府県土地改良事業団体連合会会長会議 顧問 参議院議員 宮崎 雅夫 …… (5)
5. 宮崎県農業農村整備事業推進委員会並びに水土里ネット宮崎が要請活動を実施…………… (6)
6. 国営かんがい排水事業造成施設を維持管理する8つの土地改良区が大規模災害時における相互応援のブロック別訓練を開催 … (7)
7. 農業用ため池に関する法律について…………… (8)

明けましておめでとうござります



会長 丸目 賢一 大淀川右岸土地改良区 理事 長

副会長 宮原 義久 小林 市長

西川 和孝

常務理事 宮下 敦典

理事 大久津 浩 宮崎県農政水産部長

中別府尚文 国富 町長

川野 恒道 宮崎市生目土地改良区 理事 長

崎田 恭平 日南市 長

池田 宜永 都城 市長

山口 長徳 えびの市土地改良区 理事 長

日高 昭彦 川南 町長

土屋 公俊 新富土地改良区 理事 長

読谷山洋司 延岡市 長

原田 博史 延岡市土地改良区 理事 長

原田 俊平 五ヶ瀬 町長

代表監事 山元 陸愛 吾田土地改良区 理事 長

監事 下沖 常美 山新土地改良区 理事 長

甲斐 昭男 浜之瀬土地改良区 理事 長

# 新年のごあいさつ



水土里ネット宮崎 会長  
丸目 賢一

謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

会員の皆様におかれましては、日頃より本会の業務運営並びに農業農村整備事業の推進に多大なるご尽力とご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

昨年、世界的に感染拡大した新型コロナウイルスは、医療、観光はもとより多方面に大きな影響を及ぼすとともに、新しい生活様式への取組など我々の日常生活を大きく変化させました。また、県内で11月末から相次いで発生している高病原性鳥インフルエンザは、国内の最大産地となっているブロイラーをはじめ、鶏卵や地鶏の生産など本県にとって大きな打撃となっています。

関係者の皆様に心よりお見舞申し上げますとともに、一日も早い終息を願っております。

さて、国におかれましては先月農業農村整備事業関係予算が閣議決定され、令和3年度当初予算と令和2年度補正予算を合わせて6,300億円となりました。農業の礎を築き、国民に食料を安定して供給するという営みを通して国土保全等に貢献する農業農村整備事業への期待がうかがえます。

重点事項につきましても、当面の課題とする農業競争力強化や国土強靱化といった各種施策に加え、新たに農村整備（田園回帰・農村定住促進）の推進が盛り込まれております。この推進によって、「都市部から農村へ」といった人の流れが生まれ、若い担い手の確保はもとより、高齢者や定年帰農者といった様々なプレーヤーが融合し知恵と経験を活かした新しい農業が本県においても展開されることを心から期待しております。

また、県におかれましても農業従事者の減少や高齢化等による農村集落の脆弱化といった波が押し寄せるなか、持続可能な魅力ある農業の実現に向けてこれまでの常識や価値観を大胆に変革し、多方面からの情報を積極的に取り込んだ賢く稼げる農業の共創に向けて「第八次宮崎県農業・農村振興長期計画」の策定に取り組まれております。

本会といたしましても、国や県の施策に適切に呼应しながら、農業農村整備事業の効率的な推進のため、さらなる技術力向上に努めるとともに、令和4年度から原則義務化される貸借対照表の作成を含めた新たな制度に土地改良区がスムーズに対応できますよう、会員の皆様への会計指導等の事務支援に積極的に取り組んで参りますので、今後とも変わらぬご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、新しい年が会員各位並びに関係機関の皆様方にとりまして幸多きものになりますことをご祈念いたしまして、新年のごあいさつといたします。

# 新年のごあいさつ



宮崎県農政水産部 部長  
大久津 浩

謹んで新年のお喜びを申し上げます。

会員の皆様には、日頃から本県農業・農村の振興に格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、我が国の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足など構造的な課題に加え、国際的な経済連携協定の進展による市場のグローバル化など、大きな転換期を迎えております。

また、全世界に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症につきましては、県民生活のみならず、地域経済に大きな変化をもたらしており、農業分野では、高額産品を中心に農畜産物の価格低下や出荷量の減少、労働力の確保などに影響が及んでいるところであります。

このような中、県では、令和3年度を初年度とする「第八次宮崎県農業・農村振興長期計画」の策定作業を進めているところであります。

農業・農村振興長期計画は、昭和35年にスタートした「防災営農計画」から60年の節目となりますが、今後は、頻発する気象災害や家畜伝染病、農作物の病害虫、地球温暖化、輸入資源への依存など、様々な危機事象やリスクに柔軟に対応できる農業構造への変革に加え、先人達が築き、育ててきた本県農業に他産業の様々な情報を取り込み賢く稼げる農業を共創する必要があります。

そのため、新型コロナウイルス感染症がもたらした変化もしっかり捉えながら、「新防災」と「スマート化」を新たなキーワードとして、持続可能な魅力あるみやざき農業の実現を目指してまいります。

さらに、農業農村整備事業におきましても、「災害に備えた防災減災対策」や「スマート農業に対応した水田や畑のほ場整備の加速化」、「計画的な営農に対応した畑地かんがい施設整備等の推進」、「農村を維持させるための集落機能強化」など様々な施策を推進していくこととしております。

こうした取組を進め、本県農業を持続的に発展させていくためには、土地改良区の役割は大変重要であります。令和4年度から義務化される貸借対照表の作成など改正土地改良法への対応を機に、新たな体制整備を推進し、業務運営の適正化を図りながら、土地改良区の潜在力を最大限に発揮されることを期待しております。

会員の皆様におかれましては、農業生産の振興はもとより、土地改良事業を契機とした農地のフル活用、農業用施設の適正な保安全管理など一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後となりましたが、新しい年が、会員の皆様にとりまして希望に満ちた明るい年となりますよう御祈念いたしまして、新年の御挨拶といたします。



# 新年のごあいさつ

都道府県土地改良事業団体連合会会長会議 顧問

参議院議員 **進藤 金日子**



新年明けましておめでとうございます。宮崎県の皆様には、昨年の「進藤金日子と農山漁村を考える会」等の政経セミナーへのご協力をはじめ、日頃から大変お世話になり、新年を迎えるに当たり衷心より感謝申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症に翻弄された一年でした。昨年、新年を迎えた時には、まさかこのような事態に陥るとは誰もが想像だにしていなかったと思います。まずは、このコロナ禍を国民一体となって乗り越え、克服することが最重要課題です。

さて、令和2年度第3次補正予算と令和3年度予算の政府案が閣議決定されました。まずは、3か年緊急対策に引き続き「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が事業規模15兆円程度で実施されることになりました。土地改良予算に関しては、令和3年度に執行可能な予算として全国各地域の要請に基づき、補正と当初を合わせて6,300億円確保できました。令和2年度第3次補正予算は1,855億円であり、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策の実施関連で700億円、防災・減災、国土強靱化と災害復旧の推進関連で1,155億円計上されています。また、令和3年度予算は4,445億円であり、食料安全保障の確立と国土保全等を図ることが明確化され、収益性・防災性の向上に資する農地の大区画化、水田の畑地化・汎用化、農業水利施設の維持・保全等を実施する土地改良事業を重点的に推進することとしています。また、防災・減災、国土強靱化の推進に関連して、激甚化する災害に備えるため、ため池や農業水利施設の整備を推進することとしています。更にポストコロナを見据えた農村の定住条件を整備する農村整備事業も盛り込まれています。これら予算案については、通常国会で審議されますが、まずは令和2年度第3次補正予算の早期成立に向けて全力を尽くし、令和3年度予算の年度内成立に向けて努力して参る所存です。

昨年は、宮崎雅夫参議院議員と連携して一定の成果を出すことが出来ました。「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の議員立法による制定、自民党農村基盤整備議員連盟（二階俊博会長）として「農業農村の振興を先導する土地改良」（全国事例集）の発刊できたこと、自民党女性局機関誌の「りぶる」での土地改良特集の実施などが挙げられます。加えて、土地改良関係者をはじめ多くの方々から様々なご意見をお聴きし、こうした声を国会質問に反映したり、自民党部会等で発言したり、農水省に直接伝えることなどにより、課題解決の一助となった例も多くなってきました。引き続き緊張感を持って農業・農村の振興に向け、しっかりと活動を進めて参る所存です。

宮崎県の皆様にとって本年が素晴らしい年でありますよう祈念いたしますとともに、更なるご指導とご支援をお願い申し上げ、新年のご挨拶といたします。

# 新年のごあいさつ

都道府県土地改良事業団体連合会会長会議 顧問

参議院議員 **宮崎 雅夫**



新年明けましておめでとうございます。謹んで初春のお慶びを申し上げ、本年が宮崎県の土地改良関係の皆さまにとってより佳い一年となりますよう心からお祈りいたします。

皆さまにおかれましては、平素より土地改良の推進、農業農村の活性化にご尽力いただいておりますことに敬意を表しますとともに、私の国政活動にご支援を賜り心より感謝申し上げます。

さて、昨年新型コロナウイルス感染症や豪雨災害など、例年にも増して農業農村は厳しい状況に見舞われ、これらの影響や被害を受けられた皆さまには衷心よりお見舞い申し上げますとともに、速やかに元の生活や生産活動に戻り、さらにはより一層安全安心な状態が作られるよう私も最大限の努力をしております。

近年の自然災害の頻発化、激甚化による全国各地からのご要望を踏まえ、進藤金日子参議院議員と二人で主体的に取り組んだ議員立法「防災重点農業用ため池の対策工事等の推進に関する特別措置法」が昨年の通常国会で成立し、ため池対策の新たな法的な枠組みを作ることができました。これを踏まえて、11月には農林水産大臣、総務大臣、防災担当大臣の3大臣会合が開催され、防災重点ため池の整備促進のための地方財政措置を拡充する方向での検討が始まるなど、具体的な対応が進んでいます。国土強靱化対策もこれまでの3ヵ年緊急対策から新たに5ヵ年の取組が始まることとなり、ため池対策も含め農村の安全安心に向けた土地改良の推進のため、引き続き努力してまいります。

また、昨年は、コロナ禍の中、農業農村の魅力が再認識され、初めて東京からの転出超過となるなど、都市から農村への人の流れが生まれつつあります。この流れをとらえ、農村の活性化を図るための農村のインフラの持続性の確保や情報通信環境整備など農村整備にも改めて取り組んでいかなければなりません。

そして、新型コロナウイルスによる国民食料供給への影響は、幸いにも深刻な事態となりませんが、全世界的な気候変動なども踏まえれば、食料の多くを海外に依存している我が国にとって、食料安全保障は大変重要な課題であり、食料生産に必要な重要な要素である農地や農業水利施設を、防災・減災の観点のみならず、次世代にしっかりと引き継いでいかなければなりません。これからも進藤議員とともに、これらを守り、更に発展させていくため、必要な予算を安定的に確保し、土地改良事業を計画的に進めていけるよう、皆さま方からご指導をいただきながら努力していきたくと考えています。

結びに、宮崎県の皆さまのご健勝とご多幸を心から祈念いたしますと共に、今年もご支援を賜りますようお願い申し上げます、新年のご挨拶といたします。



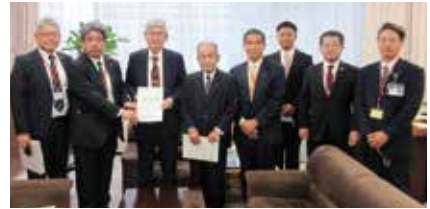
# 宮崎県農業農村整備事業推進委員会並びに水土里ネット宮崎が要請活動を実施

去る11月16日から17日にかけて、宮崎県農業農村整備事業推進委員会(宮原義久委員長：小林市長)並びに水土里ネット宮崎(丸目賢一会長)は、農林水産省、財務省、県選出国會議員及び関係国会議員へ要請活動を行った。

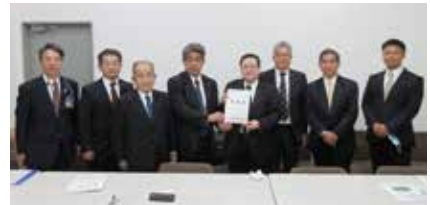
## ●要請事項1：令和3年度農業農村整備事業関係予算概算要求額の満額確保並びに本県への重点配分

## ●要請事項2：令和2年度農業農村整備事業を着実に実施するため、必要に応じた補正予算措置

宮原委員長を先頭に各所を訪問して要請書と説明資料を手渡し、本県は水田整備率が約4割と低い水準でありながら農業産出額は全国第5位を誇り、国民への安全・安心な食料の安定供給基地として寄与していることに触れ、今後も日本の食料供給県として役割を果たすためには、スマート農業などの省力化や大規模化に対応したほ場整備等の実施に加え、高収益な作物生産が可能となる畑地かんがい施設整備を加速化し、「本県の潜在能力を十分に発揮」することが重要として令和3年度概算要求の満額確保と、本県への重点配分等を要請した。



牧元幸司農村振興局長への要請



角田隆主計局次長への要請

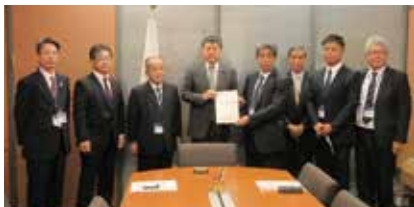
## ●要請事項3：防災・減災、国土強靱化対策を集中的かつ計画的に推進するための十分な予算措置

近年、激甚化・頻発化する水災害や大規模地震の発生が切迫する中、安全・安心な農業農村を実現するためには、農業水利施設の計画的な更新・長寿命化・耐震化による「国土強靱化」を図るとともに、農業用ダムの洪水調節機能強化など流域治水の取組による「防災・減災対策」を図り、加えて、防災重点農業用ため池のハード・ソフト対策を集中的かつ計画的に推進するための十分な予算措置を要請した。

## ●要請事項4：土地改良区の組織体制強化に向けた支援策と予算措置及び多面的機能支払交付金の必要額を確保

農地や農業用施設などの地域資源を良好な状態で次世代に継承する役割を担う土地改良区は、小規模であるほど運営基盤・財政基盤の強化が必要であるため、法改正を踏まえた土地改良区の組織体制強化を図るとともに、多面的機能支払交付金制度を活用した共同活動の取組が大変重要なことから、引き続き十分な支援措置を要請した。

### 〔宮崎県選出並びに関係国会議員への手交の様子〕



古川禎久衆議院議員



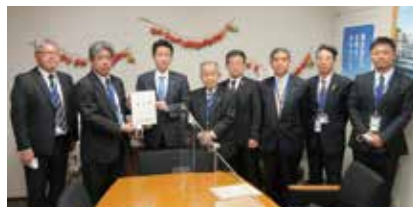
武井俊輔衆議院議員



熊野正士大臣政務官



松下新平参議院議員



長峯誠参議院議員



宮崎雅夫参議院議員

### ◆農業従事者の声を中央へ

要請活動には、須美江地区(延岡市須美江町)の担い手として令和元年度より新規参入した株式会社農業法人Mトラストの神野靖文社長と甲斐宏明農場長に同行いただき、要請先へ現場の声を直接届けた。

神野社長は「安全・安心な食料の安定した生産を行うためには、農業農村整備事業による基盤整備が必要」と訴えかけた。これに対し牧元農村振興局長はじめ各所から「こういった地元の生の声が一番大事。要望に応えられるよう頑張りたい」と力強い言葉をいただいた。

同法人は今後、農地中間管理事業と連携した基盤整備の実施により、担い手への農地集積と産地形成を実現するとともに、令和5年度までに2期作で延べ24ha(1,800ト)のキャベツ生産・販売を目指す。



要請の様子

神野社長：左から3番目、甲斐農場長：左から2番目

## 国営かんがい排水事業造成施設を維持管理する8つの土地改良区が大規模災害時における相互応援のブロック別訓練を開催

去る10月28日、相互応援協定を締結する県内8つの土地改良区(綾川総合、大淀川右岸、大淀川左岸、都城盆地、西諸、一ツ瀬川、川南原、尾鈴連合)は、大淀川左岸農業水利事業中央管理所にて土地改良区及び関係機関併せて約30名出席のもと、大規模災害時における相互応援のブロック別訓練を開催した。本訓練は、大規模災害が発生した際に円滑な相互応援を行う体制の構築を目的として定期的に行っている。

はじめに、徳地豊水土里ネット大淀川左岸理事長が挨拶し、続いて島田憲次九州農政局南部九州土地改良調査管理事務所企画課長、甲斐岳彦宮崎県中部農林振興局農村計画課長が挨拶をした。

引き続き、今回の訓練担当組織である水土里ネット大淀川左岸が「水土里ネット大淀川左岸の概要」[\*BCP概要とその策定の経緯]「災害発生を想定した対応の流れ」について説明した。

その後、「国営幹線水路が被災し、止水と通行止め作業を実施する」という想定のもと、2班に分かれ、各指定された減災措置施設へスマートフォンの地図アプリを活用して向かう訓練が実施された。

また、施設到着後には互いの班と連携を図るため、水土里ネット大淀川左岸が導入したMCA携帯型無線機を活用し、状況確認や状況報告を交わす訓練も併せて行われた。

今後も、合同訓練を重ねることにより、8つの土地改良区間の連携と結束を高め、大規模災害時に備えていく事としている。

※BCP：自然災害などの緊急事態に遭遇した場合に損害を最小限にとどめつつ、事業継続の方法や手段を定める計画のこと。



挨拶する徳地理事長



室内訓練の様子



実施訓練の様子



MCA携帯型無線機活用の様子

【寄稿：一ツ瀬川土地改良区】



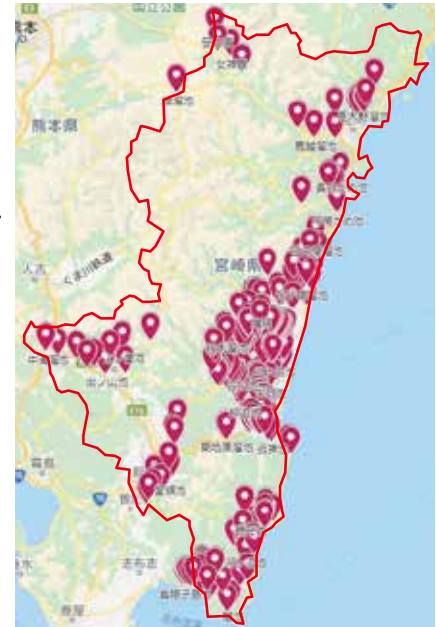
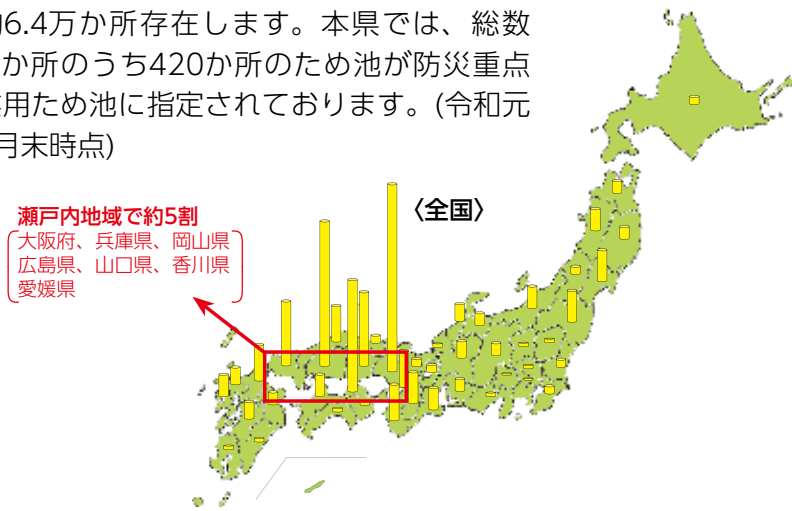
# 農業用ため池に関する法律について

国では、近年、豪雨や地震等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生していることを踏まえ、ため池の決壊による災害を防止することを目的に「管理・保全」と「防災工事等の推進」に関する次の法律を制定しました。

〈宮崎県〉

## 1. ため池の現状

全国に約16万か所あるため池のうち、特に早急な対策が必要な「防災重点農業用ため池」は約6.4万か所存在します。本県では、総数663か所のうち420か所のため池が防災重点農業用ため池に指定されております。(令和元年5月末時点)



【引用：宮崎県防災ため池マップ】

農業用ため池：人工的に作られた「堤体」及び「取水設備」で構成され、農業用水の提供の用に供される貯水施設  
防災重点農業用ため池：決壊した場合に人的被害を与えるおそれのあるため池

## 2. 制定された農業用ため池に係る2つの法律

- 1) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律(以下、「ため池管理保全法」という。)令和元年7月1日施行
- 2) 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法(以下、「ため池工事特措法」という。)令和2年10月1日施行

## 3. ため池管理保全法とため池工事特措法の違い

	ため池管理保全法	ため池工事特措法
法律の背景	○ 農業用ため池について、権利関係が不明確かつ複雑化するとともに、高齢化等により管理組織の弱体化が進行し、 <u>日常の管理が適正に行われないおそれがあることが判明。</u> ⇒ 立法措置により、所有者や管理者等の関係者が果たすべき責務を明らかにすること等により、 <u>適正な管理保全体制を整備することが必要。</u>	○ 農業用ため池管理保全法の成立後、決壊時に周辺区域に被害を及ぼすおそれがある防災重点農業用ため池が約6万4千か所存在し、防災工事等を進めるには地方公共団体の財政やマンパワーに限界があることが判明。 ⇒ 立法措置により、 <u>財政的な支援や技術的な援助を実施し、計画的・効率的に防災工事等を進めることが必要。</u>
法律の対象	<u>私人が所有する農業用ため池</u> ※ 国有のため池は国有財産法で、地方公共団体所有のため池は地方自治法で適正な管理を担保しているため、これらは農業用ため池管理保全法の対象外。	<u>国、地方公共団体及び私人が所有する防災重点農業用ため池</u>
法律の性格	<u>規制法</u> ・所有者に対する届出義務、所有者及び管理者に対する農業用ため池の適正管理の努力義務(第4条・第5条) <u>特定農業用ため池</u> ・防災工事を施行する際の計画の届出義務(第9条) ・都道府県知事に、所有者等に防災工事の施行を命ずる権限及び防災工事が施行されない場合等における代執行権限の付与(第10条・第11条)	<u>促進法</u> ・国は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する基本的な指針を定める ・都道府県は、基本指針に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する計画を定めることができる ・都道府県は、推進計画に基づく防災工事等を実施する者に対し、技術的な指導等に努める ・国の防災工事等に対する財政措置、地方財政措置を明確化
法律の期限	失効予定のない <u>恒久法</u>	一定の期間で失効する <u>時限立法</u> (10年間)

【お問い合わせ先：水土里ネット宮崎 計画課 TEL:0985-24-3609(直通)】